

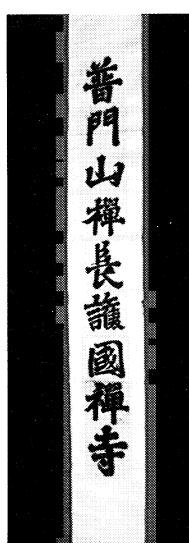
# ふるさと探訪

県指定重要文化財（書跡）

## 正親町天皇宸翰額字 二通

所在地 いわき市小名浜林城字大門九番地  
所有者 禅長寺

### 普門山禪長護國禪寺



です。

平成六年三月三十一日付けで県指

定されました。

昭和二十八年十月一日付けで県指  
定された重要文化財（工芸品）木造  
扁額「普門山禪長護國禪寺」および  
「海會」の正本（原本）で、天正七  
年（一五七九）七月に禪長寺に下さ  
れた正親町天皇の宸翰（直筆の書）  
である。

「普門山禪長護國禪寺」は、それぞ  
れ一边約九〇・一一センチメートルの  
方形に切られた九文字が、縦百三十  
センチメートル、横十七センチメー  
トルの台紙に堅に張りつけられて  
おり、扁額作製に際して、文字の配  
列のために正本の一文字ずつを切断  
し、後に現状のようになされたもの  
と思われます。

「海會」は縦三十四・三センチメー  
トル、横五十五・二センチメートル  
で、扁額「海會」とほぼ同じ大きさ  
です。

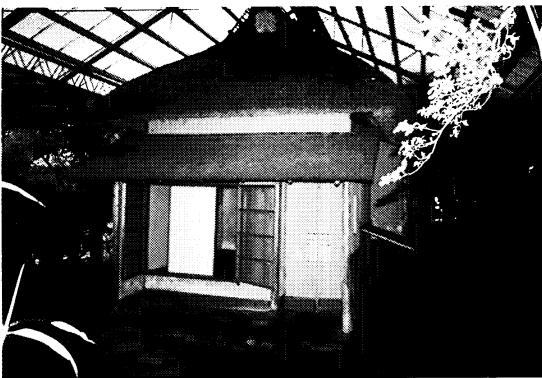
県指定重要文化財（建造物）

## 松風亭蘿月庵 一棟

附「蘿月」の書がある水盥  
「垂桜」の書がある掛軸  
一個

一個

所在地 白河市宇賀生館二番地  
所有者 南湖神社境内



寛政年間（一七九五頃）、白河藩士

三輪権右衛門が、茶人であった父仙  
鼠のために府内九番町の別邸内に建  
立させたと伝えられている茶室であ  
る。藩主松平定信も時折訪れたとも  
伝えられ、その筆による掛け  
軸の「垂桜」や「水盥」の「蘿月」  
などの書も残されています。

文政六年（一八二三）松平氏の桑  
名への国替えに際して、常盤惟親に  
譲渡され、その屋敷内に移され、明  
治の初めこの屋敷が西白河郡役所の  
敷地に転用された後もその一隅に存  
続したが、大正十二年（一九二三）  
五月に南湖神社に寄贈され、現在地  
に再度移建され現在に至っています。  
木造平屋建て二十三平方メートル  
の茶室で由緒が明確で、原形をよ  
く保つており、東北地方では数少な

い近世茶室の一つです。  
平成六年三月三十一日付けで県指  
定されました。

昭和二十八年十月一日付けで県指  
定された重要文化財（工芸品）木造  
扁額「普門山禪長護國禪寺」および  
「海會」の正本（原本）で、天正七  
年（一五七九）七月に禪長寺に下さ  
れた正親町天皇の宸翰（直筆の書）  
である。

平成六年三月三十一日付けで県指  
定されました。